

事業群評価調書(令和2年度実施)

基本戦略名	3 互いに支えあい見守る社会をつくる	事業群主所属	福祉保健部障害福祉課
施策名	(2) 誰もが安心して暮らし、社会参加のできる地域づくり	課(室)長名	中村 浩二
事業群名	高齢者や障害者等が安心して暮らすための環境整備及び支援の充実	事業群関係課(室)	長寿社会課

1. 計画等概要

(長崎県総合計画チャレンジ2020 本文) 高齢者や障害者等が住み慣れた地域で安心して生活し、社会参加できるよう、バリアフリー、地域包括ケアシステム、見守り体制、福祉サービスの円滑な利用のための援助体制等の環境整備を図ります。また、虐待の防止、差別の解消、成年後見制度の普及啓発など権利擁護を推進します。							(取組項目)) 障害福祉サービスの給付等) 相談等による障害者の自立支援) 精神保健福祉施策の推進) 地域において発達障害児の診療・療育ができる医療機関や福祉事業所の整備) 心身障害者に対する福祉制度の整備) 高齢者等の見守り体制の重層化及び人的支援を補完するICT等の活用			
事業群	指標		基準年	H28	H29	H30	R元	R2	最終目標(年度)	(進捗状況の分析) 障害のある方が地域で自立した生活を送るためには、一定の収入を得る必要があり、一般就労への移行支援とともに、就労継続支援B型事業所など福祉的就労の場で障害者に支払われる工賃の水準を引き上げることが重要である。 平均工賃実績も年々増加しているが、現状の課題として、事業所により、平均工賃月額に大きな差が生じており、特に平均工賃月額がロークラス～ミドルクラスの事業所について事業所製品等の品質や生産効率を向上させ、工賃月額の底上げを図る必要がある。 除草や清掃等の役務サービス並びに食品や手芸品等の商品について企業や消費者へのPRが不足している。 販売力の更なる向上や職域拡大に繋げるため、新たな商品開発や、新たな分野の開拓が必要。 などが挙げられる。 このため、県では「長崎県工賃向上計画」を策定し、各種の事業に取り組んでいる。
	目標値			15,600円	16,300円	16,900円	17,500円	18,200円	18,200円(R2)	
	実績値		14,664円(H26)	15,919円	16,389円	16,759円	17,664円		進捗状況	
障害福祉サービス事業所で福祉的就労をしている障害者の平均工賃月額		達成率		102%	101%	99%	100%		順調	

2. 令和元年度取組実績(令和2年度新規・補正は参考記載)

事業番号	取組項目	事務事業名 所管課(室)名	事業期間	事業費(単位:千円)			事業対象	事業概要 令和元年度事業の実施状況 (令和2年度新規・補正事業は事業内容)	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)			令和元年度事業の成果等	中核事業	
				H30実績	うち一般財源	人件費(参考)			主な指標	H30目標	H30実績			達成率
				R元実績	R2計画	R元目標				R元実績				
1	取組項目	自立支援給付費	H18-	8,226,301	8,226,301	1,993	社会福祉法人等 障害福祉サービス(居宅介護、生活介護、施設入所支援、就労継続支援など)の利用に係る給付費に対する負担金(国1/2、県1/4、市町1/4)を支出した。	活動指標 訪問系サービスの利用実績(時間) H31.3提供分	数値目標なし	47,824		事業の成果 ・長崎県障害福祉計画(障害者総合支援法)に基づき障害福祉サービスの計画的な提供を図った。 ・事業群の目標(指標達成)への寄与 ・本事業の実施により障害者に就労の場を提供するとともに、工賃の水準が向上するために必要な支援を行うという観点から、サービス実施事業所に対しては工賃向上月額に応じた基本報酬の設定がなされていることで、障害者の平均工賃向上に寄与している。		
				8,660,267	8,659,924	1,989			数値目標なし	48,657				
		障害福祉課	8,990,611	8,990,611	1,994	根拠法令 障害者総合支援法	成果指標	数値目標なし						

17		地域連携児童精神医学講座事業費(医療介護基金)	H27-R2	30,000	0	797	長崎大学	発達障害児療育支援体制の充実を図るため、長崎大学が開設する児童・青年期精神医学を専門とする精神科医を養成する講座の運営経費に対し、補助を行った。	活動指標	児童精神医学講座受講を開始した医師数(人)	50	49	98%	事業の成果 ・基礎講座、セミナー、講演会を実施し、平成28年度は講師4名を含む15名、平成29年度は7名、平成30年度は3名、平成31年度は4名を「長崎県子どもの心サポート医」に認定した。 ・事業群の目標(指標達成)への寄与 ・児童を診ることのできる精神科医が増加することにより、障害児の生活の安定につながった。
				29,425	0	795				50	54	108%		
				30,000	0	798				50				
		障害福祉課				成果指標	新規児童精神専門医師養成数(人)	6	3	50%	5	4	80%	
18	取組項目	発達障害児地域医療体制整備事業費(医療介護基金)	H27-	160	0	1,594	医療機関	発達障害児の受診機会の拡大を図るため、発達障害児の診察が可能な医師を養成する研修を実施した。	活動指標	研修を受講する医師数(人)	6	7	116%	事業の成果 ・小児科医師7名に対して研修を実施し、発達障害児の診断の素地形成を図った。
				160	0	1,591				4	7	175%		
				3,904	0	1,595				4				
		障害福祉課				成果指標	新たに発達外来を開設する医療機関数(箇所)	1	0	0%	1	0	0%	
19		発達障害地域療育連携推進事業費	R元-3				事業所、保育所、幼稚園	地域の中核となる児童発達支援センターや児童発達支援事業所、保育所及び幼稚園において発達障害児の支援を担う職員の療育スキル向上を目的とした技術的支援や研修等を実施する。	活動指標	保育所・幼稚園等に対する技術支援延べ回数(回)	60	73	121%	事業の成果 ・地域の中核となるセンターや事業所の療育体制の整備、地域内の療育関係機関との関係構築を図った。 ・事業所、保育所、幼稚園等で支援を担当する職員が早期の気付きや適切な対応(関わり方、医療との連携、保護者対応等)を行うために必要なスキルの向上を図った。 ・地域の中核となるセンターにおいて、地域の事業所等を対象とした研修会を開催し、センターの機能強化及び地域内の連携を図った。
				3,183	3,183	1,591				60				
				3,451	3,451	1,595				12	11	91%		
		障害福祉課				成果指標	児童発達支援センターの設置数(箇所)	12			12			
20	取組項目	障害者福祉医療費助成費	S49-	1,190,897	1,190,897	797	市町	心身障害者の福祉の増進を図るため、市町が実施する医療費助成に対し、補助を行った。(県1/2、市町1/2)	活動指標	受給者数(人)	数値目標なし	40,215		事業の成果 ・各市町へ障害者の医療費に関する補助金を交付することで、障害者及び障害者の家族の経済的負担の軽減を図った。 (補助実績) H29: 1,198,602千円 H30: 1,190,897千円 R元: 1,163,903千円 ・事業群の目標(指標達成)への寄与 ・障害者及び家族の医療費負担の低減を図り、障害者が安心して暮らすための支援の充実に寄与した。
				1,163,903	1,163,903	795				数値目標なし	40,153			
				1,192,803	1,192,803	798				数値目標なし				
		障害福祉課				成果指標	医療費助成件数(件)	数値目標なし	707,177		数値目標なし	712,909		
21		障害者扶養共済費	S45-	421,257	79,495	4,783	制度加入者	保護者が生存中に掛金を納付することにより(新規加入は65才未満)、保護者の死亡などの場合に障害者へ年金として月額20,000円(2口加入の場合は月額40,000円)を支給した。	活動指標	受給者数	数値目標なし	941		事業の成果 ・保護者死亡後の心身障害者に対し、年金を支給することで、生活の安定と保護者が抱く不安軽減を図った。
				416,117	74,492	4,772				数値目標なし	930			
				416,158	74,933	4,785				数値目標なし				
		障害福祉課				成果指標								

22	多重的見守りネットワーク構築推進事業	R元-				高齢者等見守りを必要とする方	多重的見守り体制の構築に向けて、市町や関係機関・団体、民間事業者等で構成する「長崎県見守りネットワーク推進協議会」や市町担当者等を対象としたセミナーを開催するとともに、県内2市町においてICT・IoT機器を活用した見守りシステムの実証事業を実施した。	活動指標	市町の多重的見守りネットワーク構築支援セミナーの開催数(回)	1	1	100%	事業の成果 ・「長崎県見守りネットワーク推進協議会」や先進事例の紹介などを行うセミナーを開催し、見守りネットワークを構築した市町数は20市町と増加した。 事業群の目標(指標達成)への寄与 ・協議会やセミナーの開催、ICT・IoT機器を活用した見守りシステムの実証事業を通じ、各市町における多重的見守りネットワークの構築及び強化に寄与した。	
			1,058	699	3,580									
			1,138	358	3,588	根拠法令						19		20
	長寿社会課							成果指標	見守りネットワークが構築されている市町数(市町)	21				
23	取組項目 日常生活自立支援事業	H11-				判断能力が不十分な方(認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等)	各地域の社会福祉協議会に設置した「福祉あんしんセンター」において、対象者等からの相談・問い合わせに応じ、支援計画を策定後、契約を締結し、福祉サービスの利用援助や金銭管理等を行った。	活動指標	社協(福祉あんしんセンター)への相談・問い合わせ件数(件)	38,000	42,177	110%	事業の成果 ・相談・問い合わせ件数の増加に伴い、利用件数も高止まり傾向にあり、認知症高齢者や障害者等が地域で自立した生活を送るための支援につながっている。 <新規利用件数> H28:287件、H29:257件、H30:262件、R元:225件 <実利用件数> H28:1,034件、H29:1,109件、H30:1,157件、R元:1,041件	
			79,032	39,516	2,790						42,200	42,591		100%
			91,886	45,944	2,791						42,600			
			91,886	44,041	2,791	根拠法令	社会福祉法					95		100
	長寿社会課							成果指標	新規に事業を利用することで、「自立した生活を送れている」割合(%)	95	100	105%		
24	高齢者権利擁護等推進事業費					判断能力が不十分な方(認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等)	高齢者の虐待防止、介護現場における身体拘束の廃止に向けた幅広い取組を推進するため、長崎県高齢者虐待防止・身体拘束ゼロ作戦推進会議を開催した。また、成年後見制度の利用促進を図るため、実務者研修、関係機関による連絡会議、市町村社協への専門家派遣等を行った。	活動指標	権利擁護に関する研修受講者数(人)	340			事業の成果 ・長崎県高齢者虐待防止・身体拘束ゼロ作戦推進会議において、高齢者の権利擁護に係る専門家等の意見を伺い、高齢者権利擁護推進員養成研修のカリキュラム見直し等を行った。 ・また、成年後見制度に係る実務者研修を2地区で開催し、関係機関による連絡会議等を3回開催するなど、成年後見制度の利用促進に寄与した。	
			1,524	71	2,392						500	361		72%
			3,835	190	3,588						500			
	長寿社会課							成果指標	人口10万人あたりの成年後見制度利用者数(人)	161				
			5,433	214	3,190	根拠法令	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 成年後見制度の利用の促進に関する法律			166	165	99%		
										178				

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

障害福祉サービスの給付等	
<p>実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>障害者総合支援法や児童福祉法などに基づき各種サービスの提供を行った。身体障害者更生医療に要する経費について、県費負担分の給付を行い、対象障害者の医療費自己負担軽減を図った。 特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の給付を行い、在宅重度障害者及びその家族の負担軽減を図った。</p>	<p>課題解決に向けた方向性</p> <p>障害福祉サービスの提供体制を確保するとともに、各種研修を実施し、施設職員のスキルアップを図っていく。 更生医療について対象障害者の自己負担軽減を図るため、県費負担分の給付を継続する。在宅で常時特別の介護を必要とする特別障害者及びその家族の負担軽減を図るため、特別障害者手当等の給付を継続する。</p>

相談等による障害者の自立支援	
<p>実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>判断能力が不十分な方(知的障害者・精神障害者)に対して、福祉サービスの利用援助等を行った。 障害者更生相談所において身体障害者手帳・療育手帳に関する相談のほか地域生活の支援・相談等を実施するとともに、離島・へき地の障害者に対して巡回による相談を実施し、医学的・心理的等の専門的な判定及び指導を行った。 障害者の高齢化等に伴い参加者が減少しているが、障害者団体が開催する研修会等の経費に助成を行うことで、障害者団体の組織を強化し、障害者の社会参加の促進を図った。 障害者相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域における相談支援体制の整備を図った。</p>	<p>課題解決に向けた方向性</p> <p>判断能力が不十分な方(知的障害者・精神障害者)に対して、福祉サービスの利用援助等を継続する。 障害者更生相談所において身体障害者手帳・療育手帳に関する相談のほか地域生活の支援・相談等を実施するとともに、離島・へき地の障害者に対して巡回による相談を実施し、医学的・心理的等の専門的な判定及び指導を継続する。 障害者が参加しやすい研修環境等の整備が必要である。 アドバイザーの活動により地域のネットワークの構築や地域では対応が困難な事例への助言等の障害者が利用しやすい相談支援体制の構築が図られている。アドバイザーの活動は、市町のニーズに応え自主的に市町へ派遣をするものと個別に市町から依頼を受けて派遣するものの2種類があり、双方で市町が抱える課題を解決しているところです。 また、今回大規模なカリキュラムの改正があり、それに関してアドバイザー派遣希望のアンケートを 市町へとったところ15市町から希望がもっているため、今後も継続してアドバイザーの配置が必要である。</p>
精神保健福祉施策の推進	
<p>実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>高次脳機能障害者支援においては、医療機関と連携し、地域完結型の支援提供ができる体制作りを行っていく必要がある。また、精神保健審議会では精神保健福祉施策について委員の皆さまからご意見をいただくことができ、障害者医療対策においては入院患者の退院等請求の平均処理日数が審査標準処理期間(30日)を下回ることができ、適正な医療、人権擁護につなげることができた。 てんかんについては、患者にも医療機関にも、適切な治療法が伝わりづらい状況にある。専門医療機関のネットワーク構築については、医療機関ごとの機能の違いが県民に分かりやすくなるよう、引き続き検討が必要である。</p>	<p>課題解決に向けた方向性</p> <p>精神保健審議会:精神保健福祉施策の検討・審議を継続する。 精神障害者の医療負担の軽減等:引き続き、精神障害者の医療費の負担軽減と入院患者の人権擁護等精神医療の適正化を図る。 高次脳機能障害者への支援:医療機関と地域との連携状況を把握するために相談支援事業所を対象としたアンケートを実施しスムーズな連携体制を構築する。 てんかんについては、専門研修や医療機関のネットワークの構築により、患者への適切な治療がなされるようにする。</p>
地域において発達障害児の診療・療育ができる医療機関や福祉事業所の整備	
<p>実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>発達障害の診療ができる医療機関が少なく患者も増加していることから、こども医療福祉センター等の専門的医療機関の新患待ちが長期化しており、早期診察と早期療育が実現できていない。 H28から児童発達支援センター等の支援のためのコーディネーターを設置するとともに、児童発達支援センターに対する技術支援を行ってきた結果、支援センター設置数は6箇所(H28)から11箇所(H30)に増加し、H31も1箇所増加したものの、同年度に既存センターが事業を廃止した影響もあり、H30と同数の11箇所であった。 発達障害の診療が可能な小児科医を養成するための研修や新たな発達外来等の施設整備に対し補助するとともに、児童・青年期精神科医を養成するための講座を平成28年4月に開設し、平成28年度～令和元年度の間に29名のこどもの心のサポート医(新規児童思春期専門医師)養成することができた。5年間で34名の新規児童思春期専門医師の養成を目標とし、毎年目標値では未達成ではあるが、総数としては令和2年度で達成見込みである。しかし、児童・青年精神医学については、発達障害のみならず児童虐待、ゲーム依存症など、要因は多様化複雑化しており、即臨床で対応するには日本児童青年精神医学学会認定取得(現在1名)ができればレベルの人材養成が必要である。 様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応し、地域の保健福祉関係機関等の連携した支援体制構築を図るため、子どもの心の診療支援(連携)事業、子どもの心の診療関係者研修・育成事業、普及啓発・情報提供事業を委託により実施した。</p>	<p>課題解決に向けた方向性</p> <p>引き続き、発達障害の診療が可能な小児科医を養成する研修を実施するとともに新たに発達外来等を開設する医療機関に対し支援する。 コーディネーター等による児童発達支援センター等への技術支援を継続実施する。 児童・青年精神医学については、多様化複雑化している要因に対応できる精神科医およびスーパーバイスできる専門医、チーム医療で対応できる支援員等の育成等の検討をしていく。</p>
心身障害者に対する福祉制度の整備	
<p>実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>市町が障害者に対して実施する医療費助成制度に対し助成を行った。 保護者の死亡などの場合に残された障害者に年金を給付する扶養共済制度を実施した。また、新たな利用者の確保に向け、市町、関係団体へリーフレットを配布するとともに県ホームページに掲載し、制度の周知を図った。</p>	<p>課題解決に向けた方向性</p> <p>引き続き、市町が障害者に対して実施する医療費助成制度への補助及び保護者の死亡などの場合に残された障害者に年金を給付する扶養共済制度を実施し、障害者の生活の安定に努める。</p>

高齢者等の見守り体制の重層化及び人的支援を補完するICT等の活用

<p>実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>見守りネットワークを構築した市町数は20市町と増加しているが、関係機関間の情報共有や日常的な安否確認、連絡通報体制の整備等について、市町間で水準のばらつきがある。また、今後、市町の圏域を超えても対応できる見守りネットワークの構築を進めていく必要がある。</p> <p>県内2市町において、ICT・IoT機器を活用した見守りシステムの実証事業を実施したが、機器の精度などの問題もあり、本格導入に結びつかない面がある。</p> <p>高齢者の増加等により日常生活自立支援事業の利用者も増加しているが、利用者のうち判断能力の低下等により本事業による支援が難しい人については、成年後見制度への移行を進める必要がある。しかしながら、本県では成年後見制度への移行が十分には進んでいない。</p>	<p>課題解決に向けた方向性</p> <p>長崎県見守りネットワーク推進協議会には、ライフライン、運輸・配送業、コンビニエンスストア等様々な民間事業者が参加し、全市町も参加していることから、市町の課題と民間事業者が持つ見守りに関するアイデアなどをマッチングさせながら、各市町における見守り支援体制の強化や複数市町が連携した広域的な見守りネットワークの構築を図っていく。</p> <p>自治会や老人クラブ、民生委員、民間事業者等見守りを行う人的ネットワークを補完するために、引き続き、ICT・IoTを活用した見守りシステム・サービスの導入を推進することとし、市町等への情報提供などを行いながら普及を進めていく。</p> <p>成年後見制度における後見人等の確保や市町長申立の推進等、日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行が円滑に進むよう市町や市町社協の体制整備を図る。</p>
--	--

4. 令和2年度見直し内容及び令和3年度実施に向けた方向性

事業番号	取組項目	事務事業名	令和2年度事業の実施にあたり見直した内容 (令和2年度の新たな取組は「R2新規」等と記載、見直しが無い場合は「-」と記載)	令和3年度事業の実施に向けた方向性		
		所管課(室)名		事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
1		自立支援給付費			障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所に対する実地指導や集団指導等を通じてサービスの適正な提供体制を確保していく。	現状維持
		障害福祉課				
2		福祉・介護職員処遇改善加算取得促進特別支援事業費			下位区分の加算()及び()については、国が別に定める期日までの間に限り算定することを検討していることから、加算の新規取得や、より上位の区分の加算取得に向けて、今後も専門的な相談員(社労士等)派遣等の周知を図っていく。	現状維持
		障害福祉課				
3	取組項目	療養介護医療費			障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所に対する実地指導や集団指導等を通じてサービスの適正な提供体制を確保していく。	現状維持
		障害福祉課				
4		障害児施設支援費			児童福祉法に基づく障害児サービス事業所に対する実地指導や集団指導を通じてサービスの適正な提供体制を確保していく。	現状維持
		障害福祉課				
5		移譲施設支援事業費				終了
		障害福祉課				

6	取組項目	身体障害者更生医療給付費			身体機能障害を軽減または改善するための医療費を支給することから、制度の見直し等にはなじまないが、法の適切な実施と必要な医療提供体制の確保に努めていく。	現状維持
		障害福祉課				
7	取組項目	特別障害者手当等給付費			在宅の重度障害者に対して手当を支給することから、制度の見直し等にはなじまないが、法の適切な実施と必要なサービス提供体制の確保に努めていく。	現状維持
		障害福祉課				
8	取組項目	障害者更生相談費			法に基づき、障害者に関する相談・指導及び医学的・心理学的・職能的判定を行っていることから、制度の見直し等にはなじまないが、相談、研修指導を行い、障害者の更生に努めていく。	現状維持
		障害福祉課				
9	取組項目	医療的ケアが必要な在宅小児等に対する支援事業			在宅で療養を行う医療依存度の高い小児等やその家族の地域での生活を支えるために、医療と福祉が連携し、必要なサービスを提供する体制の構築等に努めていく。	現状維持
		障害福祉課				
10	取組項目	巡回相談費			法に基づき、離島・へき地の身体障害者並びに知的障害者に対して巡回による相談を実施していることから制度の見直し等にはなじまないが、引続き専門的な判定及び指導に努めていく。	現状維持
		障害福祉課				
11	取組項目	障害者自立促進事業	昨年度は開催できなかった地区において、今年度は開催を予定している。		研修会の開催時期及び場所を早期に確定して、障害者に会への参加を促す時間を十分に確保することにより、参加者数増加を目指しながら、障害者団体の組織を強化し、障害者の社会参加の促進に努めていくとともに、併せて事業の内容等も検討していく。	改善
		障害福祉課				
12	取組項目	障害者広域支援事業			各市町が行う障害者相談支援事業について、市町域を超えた広域的な支援を行うため、専門性の高いアドバイザーを配置し、地域における相談支援体制の整備を推進していることから、継続して事業を実施する。 県アドバイザーを活用した及び活用したい意向のある市町は15市町あり、継続ニーズがある。	現状維持
		障害福祉課				
13	取組項目	障害者医療対策費			今後も継続して精神障害者の外来通院医療費の負担軽減等を実施していく。 また、精神科入院患者の人権擁護等を推進し、精神医療の適正化を図っていることで、退院請求等の件数は増加傾向にあるが、より一層退院等請求の審査標準期間内処理に努める。	改善
		障害福祉課				

14		精神保健審議会及び諸費			精神保健福祉法の規定により設置している附属機関である。精神保健福祉に関する事項について、引き続き、専門的立場から総合的に調査審議する。 令和2年度も審議会を開催。令和3年度も同様。	現状維持
		障害福祉課				
15	取組項目	高次脳機能障害支援普及事業	障害福祉圏域で完結できる支援体制整備の推進のため、保健所職員等を対象としたスキルアップ研修会の開催を行う。		引き続き支援センターを設置して相談支援、普及啓発等を行うとともに、高次脳機能障害に係る医療体制の充実を図ることで、高次脳機能障害について障害保健福祉圏域で完結できる支援体制整備の推進を図る。 医療機関と地域との連携状況を把握するために相談支援事業所を対象としたアンケートを実施しスムーズな連携体制を構築する。	現状維持
		障害福祉課				
16		てんかん地域診療連携体制整備事業費(医療介護基金)	患者に必要な治療を提供するため、医療機関同士が連携を図ることを目的としたネットワークを構築するため、医療ワーキング・グループの設置を行う。		本事業は令和元年度からの新規事業であり、てんかん患者や家族が適切な医療や必要な支援を受けることができるよう地域連携体制を整備するものである。本事業で設置するてんかん診療医療連絡協議会による提言等を受け、連携を行う医療機関について機能ごとの基準を令和2年度中に確定させ、拠点機関の協力機関となる医療機関を令和2年度から募る。令和3年度も継続して事業を実施する。	改善
		障害福祉課				
17		地域連携児童精神医学講座事業費(医療介護基金)	長崎大学病院での講座を実施にあたり、関係団体に参加協力を依頼するなど受講対象者を広げる取組を行った。		児童・青年期精神医学を専門とする精神科医が少なくまた圏域差もあるため、R2年度までに長崎大学病院で発達障害等の子どもの心の問題へのサポートができる精神科医育成のために「サポート医」を制定し、講座を実施して29名の精神科医を認定した。しかしながら、子どもを取り巻く背景は多様化、複雑化し、発達障害だけではなく、その二次障害や、児童虐待、ゲーム依存等の問題にも対応できる医療従事者を育成する必要がある。これまで育成したサポート医の実践と、さらにスーパービジョン等の役割を担う診療専門医、医師と連携して支援できる支援員等を養成して、チーム医療で対応できる人材育成を検討していく必要がある。	終了
		障害福祉課				
18	取組項目	発達障害児地域医療体制整備事業費(医療介護基金)			施設整備費の助成については募集方法等の見直しを行い、発達外来受診の機会増に努める。研修事業については研修の対象、方法等の見直しを行い、発達障害の診察ができる医療機関の増加を図っていく。	改善
		障害福祉課				
19		発達障害地域療育連携推進事業費			発達障害児の支援を担う職員の療育スキル向上を目的とした前身事業の実績を踏まえ、療育スキルの向上と併せて、地域の中核となる児童発達支援センター等を中心とした地域の療育体制の構築に向けた事業を引き続き実施すると共に、地域の療育に係る事業者及び市町等との意見交換を通じて情報共有を行い、発達障害児の支援ネットワーク作りを進めていく。	改善
		障害福祉課				
20	取組項目	障害者福祉医療費助成費			心身障害者の福祉の増進を図るため、市町が実施する医療費助成に対し、補助を行うものであり制度の見直し等にはなじまないが、県と市町からなる長崎県福祉医療制度検討協議会障害者専門分科会において決定された医療費助成を実施していく。	現状維持
		障害福祉課				
21		障害者扶養共済費			当制度は独立行政法人福祉医療機構が運営する全国一律の制度であるため、県独自での拡充及び縮小等は不可能である。	現状維持
		障害福祉課				

22		多重の見守りネットワーク構築推進事業			県内全域で日常的な安否確認から通報体制まで整えられた多重の見守り体制の構築を図るため、地域の見守りを行う人的ネットワークを形成するマンパワー不足への対応など市町の課題にあった見守り対策を引き続き検討するとともに、ICT・IoT機器を活用した効果的な見守り体制の整備や複数の市町が連携した広域的な見守りネットワークの構築を進めていく。	現状維持
		長寿社会課				
23	取組項目	日常生活自立支援事業	近年の利用件数の急増に伴い、事業の適切な運営が難しくなっているため、全国調査を実施し、他県における適正な運営方法を把握することとした。		認知症高齢者等の増加が見込まれる中で、事業を安定して実施していくため、実施主体である長崎県社会福祉協議会とともに、事業の適切な運営方法を引き続き検討する。	改善
		長寿社会課				
24		高齢者権利擁護等推進事業費	市町における成年後見制度利用促進のため、高齢者虐待対応マニュアルを作成し、虐待事例における成年後見制度の利用を支援することとした。		認知症などにより、判断能力が不十分な高齢者等が介護保険サービスや障害福祉サービスを適切に利用できるよう、成年後見センターや中核機関を設置するよう市町にさらに促し、成年後見制度に係る市町の体制整備を推進していく。	現状維持
		長寿社会課				

注：「2. 令和元年度取組実績」に記載している事業のうち、令和元年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- 視点 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
- 視点 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- 視点 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- 視点 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- 視点 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- 視点 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- 視点 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- 視点 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
- 視点 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- その他の視点